

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成30年3月一部改訂 文部科学省）による自己点検の結果と対応方針

文部科学省は、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、通信制高等学校における主体的な学校運営改善のための取組の指針として平成28年9月に「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定し、その後、点検調査の結果や調査研究協力者会議の提言を踏まえ、平成30年3月に同ガイドラインを改訂した。以下は、本校が「改訂版ガイドライン」に示された学校運営上の留意事項56項目に照らし実施した自己点検の結果、及び改善を要するとした事項に関する今後の対応方針を取りまとめたものである。

なお、自己点検の結果は、「点検結果」欄に「○」、「△」、「×」のいずれかを付して示した。今後の対応方針は、「△」又は「×」を付けた項目について、「現状と対応方針」欄の左端に「A」、「B」、「C」のいずれかを付して示した。各記号の意味は次のとおりである。

○：概ね実施できている。 △：一部実施できている。 ×：実施できていない。
A：平成30年度中に改善する。 B：来年度に改善する。 C：中長期的に改善する。

1 学校の管理運営に関する事項

(1)教職員の配置等

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。）第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行うこと	○	添削指導、面接指導、メディアを利用した指導及び試験については、全て教員免許状を有する本校の教員が行っている。
② 実施校の設置者は、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること	△	C 概ね適正人数を配置しているが、教科間で教員数に差があるなどの課題があり、その解決に努めたい。
③ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること	○	事務長を含め事務職員3名を配置している。

(2)連携施設との適切な協力・連携関係の確保等

① 協力校（通信教育規程第3条第1項に定める高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）をいう。）、技能教育施設（学校教育法第55条に定める技能教育のための施設をいう。）、サポート施設（学校教育法その他の関係法令に基づくものではない、生徒を学習面や生活面等で支援する民間施設）その他の施設（以下「連携施設」と総称する。）と協力・連携を行う実施校の設置者は、これらの連携施設との協力・連携について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な協力・連携関係の確保に努めること	○	県外の技能連携校2校には本校教職員を配置していないが、日頃から適時、報告・連絡・相談を行うとともに、本校教員が面接指導のために当該2校を訪問した際に必要な対応をするなど適切な連携協力体制を確保している。
② 実施校の設置者は、連携施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと	○	技能連携校と「技能連携措置計画書」を交わし、連携協力の内容を確認し合っている。
③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務（以下「添削指導等」という。）は、連携施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと （注）実施校の校長の監督権が及ばないサポート施設の職員に添削指導等を行わせることが不適切であることは当然として、協力校についても、実施校の校長の監督権が及ばない協力校の教職員に、実施校の教職員に代わって面接指導及び試験等を実施させることはできない。また、技能教育施設についても、実施校の校長の監督権が及ばない技能教育施設の職員に、技能連携措置の対象となる教科・科目以外の教科・科目に関する添削指導等を実施させることはできない。	○	添削指導、面接指導、メディアを利用した指導及び試験については、教員免許状を有する本校の教員が行っている。なお、一部の教科で欠員が生じ、万一常勤又は非常勤の教員を確保できない場合は、県教育委員会に免許教科外教科担任許可を申請して、当該教科の免許状を有しない教諭に当該教科の指導を担当させることもあり得る。

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
④ 連携施設に実施校の教員を派遣・配置したり、連携施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と連携施設の業務が渾然一体とならないことを担保するための適切な措置を講じること 具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、連携施設の職員が行うべき業務内容を明確に定めること、実施校の方針に従い教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、連携施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること （注）添削指導等については、実施校の設置者が連携施設の職員に対して給与等を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、このことは、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実態に即して判断するべきものであることに留意することが必要である。	○	本校と技能連携校の業務が渾然一体とならないよう、各学校は「技能連携措置計画書」に基づき、それぞれの業務に従事している。

<p>⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と連携施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と連携施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、連携施設において、連携施設が高等学校の施設であると誤解させたり、連携施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること</p> <p>(注) 本ガイドラインは、実施校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のために留意すべき事項を定めるものであり、連携施設が独自に行う活動等について直接規定するものではないが、多くの連携施設において実施校の生徒募集等が行われている実態があることを実施校自らが認識していることや、実施校には、文書による取り決め等により連携施設との適切な協力・連携関係の確保に努めることが求められることに鑑みれば、実施校の責任として、生徒・保護者に対して不適切な説明が行われないようにすることが必要である。</p>	○	<p>技能連携校が本校の施設であるかのような誤解や、技能連携校の独自の活動等を受講することが本校を卒業するために必要であるかのような誤解は全く生じないよう、適正に説明責任を果たしている。また、授業料等についても、本校が行う高等学校通信教育に係る授業料と技能連携校が独自に行う活動等に係る費用の区別について、技能連携校と連携して適正に説明責任を果たしている。</p>
<p>⑥ 連携施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置したり、実施校を「本校」、連携施設を「キャンパス」と称して生徒・保護者に説明したりするなど、連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校の施設ではないことが明確になるようにすること</p>	○	<p>技能連携校は独立した専修学校であり、本校の施設であるかのような誤解が生じることはあり得ない。</p>
<p>⑦ 実施校において、自校の施設として添削指導等を行う施設を設置する場合であっても、本ガイドラインを踏まえ、適切な学校の管理運営に資するよう留意すること</p> <p>(注) ここでいう「自校の施設」とは、自己所有、借用のいずれかを問わない。また、他の学校等の校舎施設の一部を借用して自校の教室としているものも含む。</p>	○	<p>賃貸契約により使用する施設を週3日、津駅近くに開設している。当該施設では、本校教員が輪番で面接指導、添削指導に係るレポート作成の支援を行っている。</p>

(3)学校評価

<p>① 教育活動その他の学校運営の状況について、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月22日、文部科学省作成）等を踏まえ、少なくとも1年度間に1回、自己評価を行い、その結果を公表すること。その際、添削指導等については、連携施設における実施状況も含め、本ガイドラインを踏まえたものとなっているかについても評価の対象とすること。また、評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。</p>	○	<p>自己評価を実施し、その結果は本校ホームページで公開している。また、平成31年度から、本ガイドラインの各事項についても自己点検を実施し、その結果を公表することとしている。</p>
<p>② 学校関係者評価の実施に努め、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるとともに、必要に応じ、第三者評価を実施すること</p>	△	<p>C 学校関係者評価については、各年度2回目（最後）の評価委員会において、自己評価及び満足度調査の結果を踏まえて作成した「学校経営シート」（案）について評価委員から意見を聴き、評価を受けている。なお、評価委員は当面、本校の理事長及び各理事に委嘱することとし、第三者評価は実施していない。</p>

(4)その他

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
<p>① 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと</p>	○	<p>転入学・編入学については、法令に基づき適正に処理するとともに、年度・学期の途中でも積極的に受け入れ、適切に教育活動を実施している。</p>
<p>② 高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、連携施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること</p>	○	<p>入学者選抜については、本校、技能連携校とも、中学校から送付される資料を適正に活用するとともに、適切な時期に説明・実施・結果公表等を行っている。</p>
<p>③ 実施校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること</p>	○	<p>法令に定める表簿等は備えている。また、それらを含めた公文書全般に係る保存・廃棄等も、内規に基づき適切に対処している。</p>
<p>④ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること （注）例えば、高等学校等就学支援金については、受給資格や支給額その他申請上の留意点等について、奨学金については申込資格・基準や返済義務等について、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、適切かつ明確な説明を行うことが必要である。</p>	○	<p>高等学校等就学支援金に係る事務については、個別の相談・質問などにも丁寧に対応しつつ、適正且つ確実に執行している。なお、教育ローンについては、送付された関係パンフを希望者が入手できるよう取りはからっているが、クレジット契約についてはパンフ等は送付されていないため対応していない。</p>

2 教育課程等に関する事項

(1)教育課程及びそれに基づく指導と評価

<p>① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること</p>	○	<p>教育方針・目標や目指す学校像・生徒像を踏まえつつ、法令に基づき適正に教育課程を編成している。</p>
<p>② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「教科・科目等」という。）のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること</p>	○	<p>各教科・科目等のシラバス（年間指導計画）を作成し、生徒に配付している。</p>
<p>③ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日文部科学省初等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること</p>	△	<p>C 学習評価については、観点別評価及び目標標準評価の考え方や実施方法等が共通理解されているとは言えない状況である。今後、校内研修の充実を図るなどして改善に努めたい。</p>
<p>④ 単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること</p>	○	<p>各教科・科目等の履修・修得及び進級・卒業の認定は、校長の責任と権限で行っている。</p>
<p>⑤ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること</p>	○	<p>基礎的な知識・技能をいかに習得させるか、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をいかに育成するか、平成29年度に立ち上げた授業研究プロジェクトを中心に、全教員の学習指導に関する指導力の向上に努めているところである。</p>
<p>⑥ 集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること</p>	○	<p>特別活動の授業は卒業までに30単位時間以上履修することとしている。</p>

(2) 添削指導及びその評価

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性とつまづきを的確に捉えて指導すること	△	C 概ね適切に指導しているが、個に応じたきめ細かな指導は十分とは言えない。
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	○	技能連携校を含め、添削指導は全て各教科の教員免許状を有する本校教員が行っている。
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目における添削指導の回数を十分確保すること	○	添削指導は、指導要領に定められている回数を十分確保している。
④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は不適切であること	△	C 添削指導のための課題レポートについては、短答式で回答する設問が多い。今後は、少なくとも設問の2割程度は記述式で回答する課題レポートに改めるなど、思考力・判断力・表現力の育成を目指した添削指導となるよう改善に努めたい。
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施すること	○	添削指導は、生徒の学習が特定の時期に過度に集中することがないよう、計画的に実施している。
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること	△	B 全教科で個に応じたアドバイス等を付すなど共通実践が十分図られてしているわけではない。生徒の学習意欲を喚起・保持する添削指導になるよう改善に努めたい。
⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること	○	質問があった場合は、速やかに回答している。

(3)面接指導及びその評価

① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること	○	平成29年度に立ち上げた授業研究プロジェクトを中心に、全教員の学習指導に関する指導力の向上に努めているところである。
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	△	C 添削指導、面接指導、メディアを利用した指導及び試験については、教員免許状を有する本校の教員が行っている。なお、一部の教科で欠員が生じ、万一常勤又は非常勤の教員を確保できない場合は、県教育委員会に免許教科外教科担任許可を申請して、当該教科の免許状を有しない教諭に当該教科の指導を担当させることもあり得る。(再掲)
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること	○	面接指導は、指導要領に定められている単位時間数を十分確保している。
④ 面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導すること	△	C 技能連携校の生徒に対する面接指導が一層個に応じた指導となるよう、また、学習意欲を喚起する指導となるよう改善に努めたい。
⑤ 実施校以外の連携施設において面接指導を実施する場合、実施校において生徒の履修状況を十分に把握するとともに、例えば、観察・実験や実習が適切に実施できるよう、施設・設備等も含め、面接指導を行う上で適切な教育環境を整えること	○	技能連携校の施設・設備面での制約から実験・実習を伴う授業が適切に実施できない場合は他の施設又は本校で実施している。
⑥ 実施校や連携施設において実施されている、いわゆる通学コースにおける教育活動と、指導要領等に基づき実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること	○	面接指導は、指導要領その他関係法令の規定に基づき適正に実施している。

(4)多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	○	技能連携校を含め、メディアを利用した指導は全て各教科の教員免許状を有する本校教員が行っている。
② 多様なメディアを利用して行う学習を取り入れる場合は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること	△	C メディアを利用した指導については、技能連携校（徳風技能専門学校を除く。）の生徒に年1回、DVDを送付しているが、今年度から各教科複数のメディア教材が入ったものを送付するなどして高等学校教育としての水準の確保に努めている。今後は、指導の計画性・継続性及び水準の確保に一層努めるとともに、一部免除の措置を継続するかどうかを含め、メディア学習そのものの在り方について抜本的に検討したい。
③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること	△	C 報告課題を提出させて成果を確認しているが、その確認方法は感想等をそれほど多くない字数で書かせるなど簡便な方法で行っている。今後はメディア学習そのものの在り方について抜本的に検討したい。
④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること	○	面接指導等時間数のうち10分の6の時間数を免除しており、免除の措置は適切に実施している。
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならないこと	△	C メディアを利用した指導については、技能連携校（徳風技能専門学校を除く。）の生徒に年1回、DVDを送付しているが、今年度から各教科複数のメディア教材が入ったものを送付するなどして高等学校教育としての水準の確保に努めている。今後は、指導の計画性・継続性及び水準の確保に努めるとともに、一部免除の措置を継続するかどうかを含め、メディア学習そのものの在り方について抜本的に検討したい。（再掲）
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること （注）面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免を行なおうとする際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。	○	利用しているメディアは一つだけであり、時間数の免除の措置は適切に実施している。

(5) 試験及びその評価

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① 試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施し、その採点基準の作成及び評価は各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	○	技能連携校を含め、試験は全て各教科の教員免許状を有する本校教員が行っている。
② 試験は、通信制の課程で行う教育の一部であり、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学力定着度等を図るための手段であることを踏まえ、自宅試験の方法で行ったり、全ての教科・科目等において自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験 問題が毎年同じであったりするなどの不適切な試験が実施されることがないように、留意すること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること	○	試験については、本校教員が毎回作成した問題で適切に実施している。

(6) 学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること	○	学校設定教科・科目は指導要領に基づく教科・科目と同様、適切に実施している。
② 総合的な学習の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること	○	総合的な学習の時間は指導要領の規定を踏まえ、適切に実施している。
③ 総合的な学習の時間の面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること	○	総合的な学習の時間は指導要領の規定を踏まえ、適切に実施している。(再掲)

(7) その他

① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること	○	平成29年度に授業研究プロジェクトを立ち上げ、必要な研修を実施している。
② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること	○	該当生徒に対しては、定期的に連絡を取るよう努め、必要に応じて行政機関等とも連携して学校との関係が切れないようにしている。
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること	△ B	特別支援教育コーディネータ及びホームルーム担任を中心に、保護者や関係機関と連携を図りながら、関係教員によるケース会議を開くなどして該当生徒の支援に努めている。今後は、該当生徒に関する個別の指導計画の一層の共有化を図り、組織的な支援の更なる充実に努めたい。
④ 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること	△ C	課題のある生徒については、可能な場合は医療機関等と積極的に連携協力している。また、S Cは年10回程度来校して生徒・担任・保護者の相談に応じている。S S Wは活用しておらず、今後、県教委のS S W招聘を検討したい。
⑤ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること	○	キャリアカウンセラー等は配置していないが、教育課程の工夫、教師間の協働等により校内外での進路探求の学習を充実させたい。
⑥ なお、上記②～⑤の内容も含む教育支援や生徒指導、進路指導等は、いわゆる通学コースに生徒が在籍しているか否かにかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること (注) 1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	○	いわゆる通学コースである「全日型コース」と同様に、「土日コース」及び「平日サポートコース」の生徒についてもホームルーム担任を中心に適切に各指導を行っている。

3 施設及び設備に関する事項

ガイドライン	点検結果	現状と対応方針
① 実施校の校舎面積が通信教育規程第8条に定める基準を満たすよう努めること	○	校舎面積は基準を十分満たしている。
② 通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、職員室、専門教育を施すための施設）のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の授業に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、体育の授業に必要な運動場等を確保するとともに、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること	△	C 理科の指導に必要な施設・設備の整備不足は否めない。
③ 実施校が添削指導等を行うために設置する本校以外の施設や上記1（2）④の方法により添削指導等を行う連携施設についても、生徒を受け入れ、教育を行うための適切な施設及び設備等の環境が確保されるようにすること	△	C 理科の指導に必要な施設・設備の整備不足は否めない。（再掲）

4 積極的な情報公開の推進

① 実施校及び実施校の設置者においては、積極的な情報公開に努めること。その際には、生徒や保護者等の関係者が、学校の教育環境の充実に向けた取組や学校の運営状況等に関し、適切かつ十分な情報を得られるよう努めること （注）学校の教育環境の充実に向けた取組や学校の運営状況等に関する情報としては、生徒の状況（生徒数や活動の様子）、教職員の配置状況（専任・兼任の別を含む）、各教科・科目等の開設状況、施設・設備の整備状況、授業料等の学納金に関する情報及び財務状況等についてホームページの活用等により、生徒や保護者等の関係者がアクセスしやすい環境が整備されることが望まれる。	○	前年度までの「学校経営シート」を本校のホームページに掲載し、PDCAサイクルを回すことで継続的に改善しながら学校経営を行っている様子を公開している。
--	---	--

※総評

「改訂ガイドライン」に示された学校運営上の留意事項56項目に照らし実施した自己点検の結果概要は次のとおりである。 ○（実施できている）41項目 △（一部実施できている、改善を要する）15項目 ×（実施できていない、改善を要する）0項目 A（本年度中に改善する）0項目 B（来年度に改善する）2項目 C（中長期的に改善する）13項目 改善を要する項目（△、×）については、来年度に改善する項目（B）、時間や予算等を要し中長期的に改善する項目（C）に整理したうえで、計画的・継続的な経営努力により、できるだけ早期に改善を図っていきたい。
